	第三項	を除く。）に対する教習にあっては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）
	前項	［略］
	第五項	

6　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

7　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	別表第一に掲げる事項にあっては五時限、別表第二に掲げる事項にあっては三時限
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限	別表第一に掲げる事項にあっては三時限、別表第二に掲げる事項にあっては二時限を超えないこと。ただし、現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ三時限又は一時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第一第一号及び別表第二第一号
	行うこと	行うこと。ただし、現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと

	前項	
	前項	［同上］
	次項	

5　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

［項を加える。］